

○東京芸術大学美術学部規則

〔昭和36年6月26日〕
全 部 改 正

最終改正 平成20年3月27日 平成25年1月24日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 東京芸術大学美術学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、東京芸術大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第1条の2 本学部は、美術についての学識を授け高い表現能力を養い、創作や研究活動を行うすぐれた作家・研究者を養成することを目的とする。

(構成)

第2条 本学部の学科は、学則第6条第2項に掲げるとおりとする。

(所属)

第3条 学生の所属する科は入学時において決定し、特別の事情がない限り、その変更は許可しない。

2 科の変更は本学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長が許可するものとする。

第2章 履修及び試験

(履修)

第4条 学生は、美術学部履修規程の定めるところにより、所定の単位を履修しなければならない。

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目の単位を修得しなければならない。

3 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法に定める科目の単位を修得しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第4条の2 学則第88条に規定する入学前の既修得単位については、教授会の議を経て、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

(授業科目等)

第5条 授業科目、授業時間割及び担当教員は学年の始めに発表する。ただし、臨時講義等についてはそのつど発表する。

(履修登録)

第6条 学生は、所定の手続きによって履修科目の申告を行い、担当教員の承認を得なければならない。

(修了試験)

第7条 各科目の修了試験は、学期末又は学年末に行うものとする。ただし、学期又は学年の中途において授業が完結するとき、又は臨時講義等にあつては、その

つどこれを行うことがある。

(成績評価基準等)

第8条 成績評価基準は別表のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価の方法に関しては、授業計画書等により学年の始めに公表する。

(単位の認定方法等)

第9条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に基づき、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、秀・優・良・可及び不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

(修了試験の受験資格)

第10条 修了試験は、その科目の授業時数の3分の2以上出席した者が受けることができる。

(追試験)

第11条 前条の受験資格があつて次の各号に掲げる事由により試験を受けることができない者は、当該試験日から1週間以内に追試験願にその証明書をそえて、学部長に提出し、その許可を得て受験することができる。

(1) 病気の場合(医師の診断書)

(2) 事故の場合(所轄の官署が発行する事故証明書)

(3) 親族(配偶者、父母、兄弟姉妹及祖父母に限る。)の死亡による忌引きの場合(事実を確認出来る書類)

(4) その他、学部長がやむを得ない理由があると認めた場合

(卒業試験)

第12条 卒業試験は、次のとおりとする。

(1) 絵画科、彫刻科、工芸科、デザイン科、建築科及び先端芸術表現科は作品試験とする。

(2) 芸術学科は論文試験とし、口述試験を伴うものとする。

(卒業試験の受験資格)

第13条 卒業試験は、本学部にて3年を超えて在学し、所定の単位の3分の2以上を取得した者が受けることができる。

(卒業作品、卒業論文の提出)

第14条 卒業作品又は卒業論文は、所定の日までに学部長に提出しなければならない。

(卒業要件)

第15条 本学部の卒業要件は、学則第91条第1項に規定する修業年限以上在学し、かつ、美術学部履修規程に定めるところにより、必要単位以上を修得することとする。

附 則

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年1月27日から施行し、第4条の2に規定する単位認定は、大学については、昭和54年度入学生から、短期大学については、昭和57年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成5年2月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年5月27日から施行し、第4条の2に規定する単位認定は、平成5年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第 8 条関係）

評 価 基 準			
秀	100～95	A s	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不 可	49以下	D	1